

加工原料乳生産者経営安定対策事業参加申込要領

平成30年3月30日付け29農畜機第7086号
一部改正 平成30年5月25日付け30農畜機第1313号
一部改正 平成31年3月28日付け30農畜機第7720号
一部改正 令和2年4月14日付け2農畜機第170号
一部改正 令和3年3月30日付け2農畜機第7321号
一部改正 令和4年3月31日付け3農畜機第7206号
一部改正 令和5年3月30日付け4農畜機第7369号
一部改正 令和7年3月26日付け6農畜機第8438号

1 総則

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、令和7年度から令和9年度までの業務対象年間における加工原料乳生産者経営安定対策事業新規参加申込みを公募します。

参加を希望する者は、以下により応募してください。

2 応募対象事業

応募対象事業は、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－6。以下「要綱」という。）第2の1の（2）に定める事業です。

※ 本事業に参加する者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）第175条に規定する農業経営収入保険事業に加入できませんので、どちらか一方を選択してください。

3 参加者の要件

参加者の要件は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）第1条に定める者であって（別添参照）、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者です。

ただし、応募者（代表者又は役員等（経営を実質的に関与している者を含む。））が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である場合は応募できません。

- （1）第1号対象事業者（要綱第1の1に規定する積立金造成団体を除く。）に生乳を出荷する生乳の生産者（生乳出荷事業者）
- （2）自ら生産した生乳を乳業者に直接販売する者（第2号対象事業者）
- （3）自ら生産した生乳を自ら乳製品に加工販売する者（第3号対象事業者）

※ 第1号対象事業者、第2号対象事業者及び第3号対象事業者の定義は、要綱第1に規定しています。

※ 積立金造成団体は、次の団体です。

ホクレン農業協同組合連合会、東北生乳販売農業協同組合連合会、関東生乳販売農業協同組合連合会、北陸酪農業協同組合連合会、東海酪農業協同組合連合会、中国生乳販売農業協同組合連合会、四国生乳販売農業協同組合連合会、九州生乳販売農業協同組合連合会、機構理事長が適当と認める者

4 応募手続

(1) 提出書類

別紙様式第1号の「加工原料乳生産者経営安定対策事業参加申込書」に必要な事項を記載し、必要な書類を添付の上、提出期限までに提出して下さい。

(2) 提出期限

令和7（2025）年5月30日（金）正午必着

※1 提出期限後であっても酪農経営に新たに参入した者等、理事長が別に定める者にあつては随時応募を受け付けます。

※2 上記の者以外の業務対象年間途中からの事業参加は、事業に参加しようとする年度の前年度末までに事業参加申込書を提出してください。

(3) 提出先及び問い合わせ先

ア 住所

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構 酪農乳業部 生乳課あて

イ 電話番号等

電 話：03-3583-2706

ファクシミリ：03-3587-0768

電子メール：narashi（アットマーク）alic.go.jp

※ スпамメール対策のためカッコ内の@は省略しています。

※ お問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時00分～午後6時15分（正午～午後1時を除く。）にお願いします。

(4) 提出書類

別表「提出書類一覧」に掲げる書類を提出してください。

(5) 提出に当たっての留意事項

ア 参加申込書の様式は、当機構ホームページ（<https://www.alic.go.jp>）からダウンロードしてください。その際は、必ず日本工業規格A4サイズの用紙を使用してください。

なお、参加申込書の様式の郵送を希望する場合は、(3)の提出先及び問い合わせ先までご連絡ください。

イ 参加申込書は、可能な限りパソコンのワープロソフトにより作成してください。なお、手書きによる場合は、黒又は青色のボールペン（「消せるボールペン」等の訂正が容易な筆記用具は不可）を使用し、楷書で記入してください。

ウ 提出は、「郵送・宅配便（バイク便を含む。）」又は「電子メール」のいずれかの方法とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能とします。なお、「ファクシミリ」による提出は受け付けません。

エ 応募書類を「郵送・宅配便（バイク便を含む。）」又は「持参」により提出する場合は、各1部を提出してください。

オ 応募書類を「郵送」により提出する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって、提出期限までに必着するようにしてください。

カ 提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

5 審査結果の通知

機構は、参加申込者が応募の要件（必要な事項の記載、参加要件等）を満たしているか等について審査し、その結果について速やかに通知します。

その後の数量報告等の手続きについては、別途お知らせいたします。

別表 提出書類一覧

提出書類		提出が必要な者
参加申込書等		
① 加工原料乳生産者経営安定対策事業参加申込書（別紙様式第1号）	全ての申込者	
② 「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）」の写し		
③ 今年度の配合飼料の価格差補填に関する数量契約書の写し又は当該契約事務を行っている者による数量契約確認書の写し （今年度の配合飼料価格安定制度未加入者は、今年度の本事業の参加申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（別紙様式第2号））		
要件確認のための書類		
① 第1号対象事業者との取引契約書の写し	第1号対象事業者に生乳を出荷する者	
② 乳業者との取引契約書の写し	第2号対象事業者	
③ 農林水産大臣に提出した年間販売計画の写し	第2号対象事業者及び第3号対象事業者	
④ 交付対象数量に係る農林水産大臣からの通知の写し ※ 応募時点で通知を受けていない場合は、通知があり次第提出して下さい。		
法人の概要が分かる書類【法人の場合】		
① 法人の概要（別紙様式第3号）	法人	
② 定款又は規約	法人	
【株式会社の場合のみ】	株式会社	
③ 株主の人数が確認できる書類 ※定款に記載されている場合は不要です。		
事務委託先の概要が分かる書類【申請手続の一部を委託する場合】		
申請等事務委託の内容（別紙様式第4号）	申請手続の一部を委託する申込者	

別添

応募者の要件について

本事業に応募できる者は以下のとおりです。

1 畜産業を営む個人

2 畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は持分会社

次に掲げる事項の全てに該当していること。

- (1) 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営んでいること。
- (2) 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないこと。
- (3) 持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過半を占めること。

3 農業協同組合

4 農業協同組合連合会

5 農事組合法人

6 中小企業等協同組合

7 一般社団法人又は一般財団法人

8 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社

農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有していること。

9 畜産業を営む個人が構成員となっている団体

次に掲げる事項の全てに該当していること。

- (1) 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
- (2) その規約が次に掲げる事項の全てに該当していること。
 - ア 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。
 - イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

- エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
- オ 収支計算書及び会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

附 則（平成３０年３月３０日付け２９農畜機第７０８６号）
この要領は、平成３０年３月３０日から施行する。

附 則（平成３０年５月２５日付け３０農畜機第１３１３号）
この要領の改正は、平成３０年５月２５日から施行する。

附 則（平成３０年５月２５日付け３０農畜機第１３１３号）
この要領の改正は、平成３０年５月２５日から施行する。

附 則（令和２年４月１４日付け２農畜機第１７０号）
この要領の改正は、令和２年４月１４日から施行する。

附 則（令和３年３月３０日付け２農畜機第７３２１号）
この要領の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日付け３農畜機第７２０６号）
この要領の改正は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３０日付け４農畜機第７３６９号）
この要領の改正は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２６日付け６農畜機第８４３８号）
この要領の改正は、令和７年４月１日から施行する。

別紙様式第 1 号

加工原料乳生産者経営安定対策事業参加申込書

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

加工原料乳生産者経営安定対策事業を実施したいので、加工原料乳生産者経営安定対策事業参加申込要領に基づき、必要書類を添えて申し込みます。
また、4 の「参加に当たっての確認事項」について確認し、同意します。

1 基本的事項
必要事項をご記入ください。

申込年月日		令和	年	月	日
フリガナ					
申込者氏名 (法人名)					
法人の場合	フリガナ				
	代表者役職 名・氏名				
	フリガナ				
	担当者氏名				
住所		(〒 ー)			
電話		ー ー			
携帯電話		ー ー			
F A X		ー ー			
E メール					
申請等事務委託先					
販売数量等のデータの利用（第 2 号、第 3 号対象事業者のみ） 加工原料乳生産者補給金制度の加工原料乳数量認定等事務において、都道府県を通じて機構に提出した販売数量等のデータを本事業の販売数量等の報告として使用する。 ☐ 同意する ☐ 同意しない (いずれかの ☐ に✓(チェック)をご記入ください) 注：同意した場合、別途提出する販売数量等の報告書を免除できる。					

2 事業に関する事項

(1) 農場の所在する市町村（複数ある場合は全て記載してください。）

(2) 生乳生産量等

項目	令和 年度見込み
乳用牛飼養頭数（平均）（頭）	
うち搾乳牛頭数（頭）	
1 頭当たり乳量（kg/日）	
生乳生産量（kg/年度）	

（注）参加を希望する年度の見込みを記載してください。

3 生乳の販売見込及び事業参加に関する事項

当てはまるものを全て記載してください。

事業への参加欄には、事業に参加する場合は「○」を、参加しない場合は「×」を記入してください。事業に参加しない生乳は補填対象になりません。

なお、第1号対象事業者を通じて販売した生乳は、出荷先ごとに事業への参加の有無を選択することができます。

○ 第1号対象事業者を通じて販売する生乳

販売先・委託販売先	販売見込数量（kg）	事業への参加 （○・×）

○ 直接乳業者に販売する生乳

販売先	販売見込数量（kg）	事業への参加 （○・×）

○ 自ら乳製品に加工（委託加工を含む）する生乳

乳製品の種類	加工仕向け見込数量 （kg）	事業への参加 （○・×）

4 参加に当たっての確認事項

- 1 加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱に定める規定や関係法令に違反した場合、事業の参加を取り消されることがあること。
- 2 事業の参加を辞退した場合又は参加が取り消された場合、それ以降の補填金の交付を受けることができないこと。
- 3 申込者（その代表者又は役員等を含む。）が畜産物の生産・流通・消費に関する法令への違反の容疑により、又は申込者（その代表者又は役員等を含む。）が同法令以外の法令への違反の容疑により、公訴を提起された場合には、速やかに機構に報告すること。また、当該公訴を提起された場合には、補填金の交付を停止する措置が講じられることがあること。
- 4 申込者（その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また、暴力団員であることが判明した場合には、事業の参加を取り消されることがあること及び補填金の交付を受けることができないこと（既に交付した補填金の返還を含む。）。
- 5 申込者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）第175条に規定する農業経営収入保険事業に加入できないこと。
- 6 次の「個人情報の取扱いについて」に記載された事項に同意すること。

個人情報の取扱いについて

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、加工原料乳生産者経営安定対策事業の補助金を交付するために、参加申込者から提出された加工原料乳生産者経営安定対策事業参加申込書（以下「参加申込書」という。）等に記載された個人情報について関係法令に基づき適正に管理し、本事業の補填金の交付に係る交付事務及び経営安定に関する業務のために利用すること。

また、機構は、関係法令に基づく提供のほか本事業補助金の交付のため、参加申込書等に記載された内容を農林水産省、都道府県、市町村及び申請事務等委託先に対し、必要最小限度内において提供し、又は確認する場合があること。

5 添付書類

提出する添付書類の□に✓（チェック）をご記入ください。

		添付する書類
全ての申込者		☐ 「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）」の写し
		☐ 今年度の配合飼料の価格差補填に関する数量契約書の写し又は当該契約事務を行っている者による数量契約確認書の写し （今年度の配合飼料価格安定制度未加入者は、今年度の本事業の参加申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（別紙様式第2号））
要件確認のための書類	第1号対象事業者が生乳を出荷する者	☐ 第1号対象事業者との取引契約書の写し
	第2号対象事業者	☐ 乳業者との取引契約書の写し
	第2号対象事業者及び第3号対象事業者	☐ 農林水産大臣に提出した年間販売計画の写し
		☐ 交付対象数量に係る農林水産大臣からの通知の写し ※応募の時点で通知を受けていない場合は、通知があり次第提出してください。
法人の場合		☐ 法人の概要（別紙様式第3号）
		☐ 定款又は規約
		【株式会社の場合のみ】 ☐ 株主の人数が確認できる書類（定款に記載されている場合は不要）
申請等事務を委託する場合		☐ 申請等事務委託の内容（別紙様式第4号）

（注）1 添付書類が既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 2 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができることとする。

別紙様式第2号

令和 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業への参加申請に係
る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

私は、令和 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業への参加申請に当
たり、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱に定められた事業参加要
件である配合飼料価格安定制度（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要
綱（昭和50年2月13日50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める異
常補填交付金交付事業及び同要綱に定める配合飼料価格安定基金が業務方法
書により行う通常価格差補填をいう。）への加入等の状況について、下記の
とおり申告します。

また、本申告に虚偽があった場合には、事業参加の取消し等の見直しを受
けることを承諾します。

なお、独立行政法人農畜産業振興機構が配合飼料価格安定制度における基
本契約等の締結状況を照会するに当たり、本事業の参加に関する以下の情報
を関係機関に提供することについて同意します。

令和 年 月 日

申請者

住所

法人名

氏名又は法人の代表者

記

以下の項目のうち、該当するいずれか1つの項目について□にチェックし
てください。

（また、その内訳について次のページも記入してください。）

☐ 1 私は、令和 年度及び令和 年度のいずれも、配合飼料価格安定
制度に加入していません。→③、④を記入

☐ 2 私は、令和 年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、
別添の理由により、配合飼料の価格差補填に関する令和 年度の数量
契約を締結していません。

（自給飼料への転換等、今年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた
理由を記述し、この申告書に添付してください。）→①～④を記入

① 配合飼料価格安定基金の契約者名等（申請者と同じ場合は、記入不要。）

（個人経営者の場合）

・住 所：_____

・氏 名：_____

（法人経営者の場合）

・所在地：_____

・法人名：_____

・代表者名：_____

注：配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等を記入してください。

② 配合飼料価格安定基金の加入状況（該当欄に○を記入してください。）

	〔令和 年度〕	〔令和 年度〕
（一社）全国配合飼料供給安定基金（全農基金）		
（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金（畜産基金）		
（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金（商系基金）		

③ 経営類型（該当欄に○を記入してください。）

酪農	肉用牛			養豚	採卵鶏	肉用鶏	その他
	繁殖	育成	肥育				

④ 配合飼料の購入先

（記入例：○△農業協同組合、○△飼料販売代理店、○△飼料株式会社等）

_____ 農業協同組合 _____ 支所
 _____ 飼料販売代理店 _____ 支店

飼料株式会社

支店

その他：

法人の概要

1	① 法人名			
	② 代表者役職名		③ 代表者氏名	
2	法人の種類	☐ 農業協同組合 ☐ 農協連 ☐ 農事組合法人 ☐ 合同・合名・合資会社 ☐ 株式会社 ☐ 特例有限会社 ☐ (一般・公益) 社団法人 ☐ (一般・公益) 財団法人 ☐ その他		
3	① 資本の額又は出資の総額	千円	② 業務を執行する 従業員の数	人
	③ ②のうち酪農業に常時従事する 従業員の数	人		
	④ 株主の総数	人		
	⑤ 株主の氏名又は名称及び構成割合 (上位から累計50%以上までの 者を記載)	株主氏名又は名称	保有株式	構成割合

(注) 株式会社にあつては、株主の総数が確認できる書類(株主名簿等)を添付すること。ただし、株主の総数が定款に記載されている場合は不要とする。また、株主の総数が確認できる書類(株主名簿等)が申請者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができることとする。

